

[事案 19-16] 契約転換無効確認請求

- ・平成 19 年 7 月 4 日 裁定申立受理
- ・平成 20 年 5 月 21 日 裁定終了

< 事案の概要 >

転換後契約の内容が思っていたものと異なっていたので、契約転換を取り消し転換後契約の保険料を転換前契約の保険料に充てて欲しいとして、申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

昭和 61 年に契約した定期付終身保険を、平成 13 年(59 歳時)に営業担当者の勧めで契約転換して新しい保険に加入したが、下記のとおり契約転換は不適切な勧誘によるものであり、契約転換を取り消し転換前契約に復旧し、転換後契約に払い込んだ保険料は転換前契約に充当して欲しい。

転換前契約は 65 歳保険料払込満了であったが、営業担当者は新人職員で十分な商品知識がなく転換勧誘時の説明が不適切であったため、転換後契約も従来同様、保険料払込満了も 65 歳のままで、保険料が高くなった分保障内容が充実した終身保険に変更されたものと誤認した。

転換後契約は保険料払込期間が終身払いとなり、しかも 10 年更新型で転換後の保険料が大幅に高くなり、10 年後の年額保険料が 147 万円余と大幅に高くなることについて説明がなかった。定年後の 69 歳時に多額の保険料を支払わなければならないことを知っていれば、契約転換はしなかった。

59 歳の定年間近のサラリーマン(契約者)に対し、保険料払込満了(65 歳)まであと 6 年しかない保険を契約転換させて、高額な死亡保障の保険を勧めることは契約者の経済状況を無視した勧誘行為である。

< 保険会社の主張 >

契約転換を取り扱った営業担当者は既に故人となっており、募集状況の確認は判然としないうところであるが、当社保管の転換後契約の「契約申込書」と、転換前契約の「契約申込書」は同一人の筆跡であると判断している。また、申立人の書状にもあるとおり、申立人は複数の設計書の提示を受け検討の結果、契約内容を納得のうえで契約(転換)に至ったことを確信している。また、転換時には当社嘱託医による診査を受診しており、これは契約者による加入手続きであることの証左であると判断している。

なお、転換後契約の保険商品は、商品内容・設計書・転換比較表がセットで作成されるもので、本件契約の募集時には、これらセットの書類の内容に沿って説明がされたとしか考えられず、設計書をご覧のうえ検討した結果、契約(転換)を決意されたものと思料される。

よって、本件転換手続きは申立人本人によるものと判断し、営業担当者の説明を了解して加入したものであり、申立人の要求に応ずることは出来ない。

< 裁定の概要 >

裁定審査会では、申立人の主張を法的に構成すれば、要素の錯誤(民法 95 条本文)による契約転換の無効を主張するものと考えられることから、錯誤の有無について検討することとし、申立人、保険会社提出の書類および申立人、営業担当者(故人)の上司(当

時)から事情聴取を行い、審理を行った。

審理の結果、以下のような事実が認められ、申立人に錯誤が存在したことにつき審査会として確信を抱くことが出来なかった。仮に、申立人において要素の錯誤が存在したとしても、申立人（表意者）には重大な過失があったと言わざるを得ず、申立人から錯誤無効を主張することは認められない（民法 95 条ただし書き）。

よって、本件申立てには理由がないので、生命保険相談所規程第 40 条により裁定書にその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

(1)営業担当者は、申立人宅を繰り返し訪問し、申立人の妻に対して説明のうえ漸く契約転換に至った経緯から見ると、営業担当者が転換後契約の内容について、妻に対し詳細説明をしなければ転換の同意を得ることは困難であったと思われる。

(2)申立人の妻は、設計書（本保険契約の場合、商品内容・設計書・転換比較表がワンセットとなっている）を見た記憶がないと述べているが、担当者は経験が浅く、上記のような設計書なくしては顧客へ説明をすることは困難だったように思われる。

(3)申立人自身が会社の営業所に赴いて契約申込手続きをしており、その際「特に重要な事項の説明を受け『ご契約のしおり・定款・約款』『特に重要な事項のご説明』を受領しました。」という欄、「『転換比較表』もしくは『転換前契約明細と設計書』の内容を確認し、受領しました。」という欄にも、それぞれ自ら捺印している。

なお、妻は、設計書のようなものは見せられたが、転換比較表は見せられた記憶は全然ないと述べ、申立人は申込書中の「『転換比較表』もしくは『転換前契約明細と設計書』の内容を確認し、受領致しました。」という記載を取り上げ、「もしくは」と書かれているので、設計書の中に転換比較表が入っているのは理解できないと主張する。しかし、申込書中の記載をもって、転換後契約に関し商品内容・設計書・転換比較表がワンセットで作成されていたことを否定する根拠とはならず、申立人に対しても商品内容・設計書・転換比較表がワンセットとなっている設計書が交付されたと推認するのが自然である。

(4)申立人に交付された転換比較表にも、「次回更新時保険料」として「毎回払保険料」147 万円余と記載されていたと推認される。また、申立人が署名捺印した契約申込書にも、決して小さくない文字で「保険期間」10 年、「保険料払込期間」10 年と明記されており、10 年経過後の更新時の取扱いについて、申立人としては当然疑問を抱かなければおかしいように思われる。

(5)申立人は診査医の診査を自ら受けている。

(6)申立人は、更新後保険料が更新前の 3 倍以上になることを強調し、転換後契約の不適合性を主張するが、これは更新前後の保障内容が同じ場合のことであり、保障内容を変更することにより減額が可能であり、転換後契約は高い自在性をもつ保険であることから、必ずしも適合性がないとまでは言えない。現に、申立人は平成 18 年 1 月、消費生活センターでの話し合いを経て減額し継続している。（その後解約済み）

【参考】民法 95 条（錯誤）

第 95 条 意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。